



埴町告示第 2号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成19年1月16日

埴町長 菊池 基 文



| 変更後の字名 | 変更前の字名 | 左に編入される区域 |
|---------------|---------------|---|
| 大字東河内 字五郎内 | 大字東河内 字荒屋 | 268の1、269の1、269の2、270、271、 272の1、272の2、273の1、273の2、274 の1、274の2、275及びこれらの区域に隣接介在する 道路である町有地の全部 |
| | 大字東河内 字矢倉 | 3、4の1、4の2、5、6の3、6の5、149に隣接す る道路である町有地の全部 |
| | 大字東河内 字権現 | 45の136、45の137 |
| | 大字東河内 字水口平 | 25の2、26から28まで、29の2、30の2、31の 2及びこれらの区域に隣接する水路である県有地の全部 |
| 大字東河内 字新石原 | 大字東河内 字石原 | 15の2 |
| 大字東河内 字京塚 | 大字東河内 字炭釜 | 40、40の2、41、41の2、41の3、55の2及び これらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部並びに 84 |
| 大字東河内 字豊田 | 大字東河内 字出戸 | 1の1から1の4まで、10、55の1、74の1、74の 2、75の1、75の3 |
| 大字東河内 字上久保 | 大字東河内 字豊田 | 79の2、168、171の3、206の4 |
| 大字東河内 字荒屋 | 大字東河内 字矢倉 | 113の3 |